

グローバリゼーション・高等教育の国際化・高等教育における国際的動向：国際関係理論の枠組みからの考察と日本の高等教育への示唆

杉山知子

目次

はじめに

1. グローバリゼーション・国際制度・ルール・規範についての国際関係理論研究
2. グローバリゼーションと教育の国際化
3. WTO と教育サービス
4. ユネスコ・OECD による「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」の策定
5. 高等教育における質保証と国際的通用性をめぐる各国の事情と国際的動向
 - (1) 欧州
 - (2) アメリカ合衆国
 - (3) 日本
6. グローバリゼーションによる日本における高等教育の課題

はじめに

今日、日本の高等教育の質保証や国際的通用性の確保のための大学・学士課程教育改革が進められている。グローバリゼーション、高等教育の国際化に加え、日本の18歳人口の減少など国際社会や国内社会の現状が連動しあい、政府、大学レベルにおいて、高等教育についての様々な改革が進められている。高等教育の質保証や国際的通用性確保の課題は日本に限られたものではなく、OECD 諸国の間でも活発に議論され、高等教育の認定評価やラーニング・アウトカムズの評価について国境を越えたネットワークや規範も構築されてきている。

本論文では、国際制度・ルール・規範についての国際関係理論について整理し、次に、グローバリゼーションと高等教育の国際化、高等教育の市場化現象による WTO における教育サービスの取り扱いについて言及する。そして、高等教育についての国際的な取り組みとして、ユネスコ・OECD による「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関

杉山知子

するガイドライン」や質保証・ラーニング・アウトカムズ評価のための動向及び欧州、アメリカ、日本の高等教育改革の現状について指摘する。最後に、近年、国際関係理論で指摘されるようなレジーム・コンプレックスの視点を踏まえ、今日の日本の経済・社会の変化やグローバル戦略の中での高等教育のあり方について、今後の研究課題を考えていきたい。

1. グローバリゼーション・国際制度・ルール・規範についての国際関係理論研究

国際関係論において、グローバリゼーションと国際制度・ルール・規範に関する研究は、経済、環境、人権といった分野を中心に議論されてきた。国際制度やルールについての研究については、1980年代はじめにクラズナー (Stephen Krasner) が、国際レジーム (International Regimes) を「特定の領域においてアクターの期待が収斂するような黙示的あるいは明示的な原則、規範、規則、政策決定手続きのセット」であると定義し、無政府状態の国際システムにあってもレジームにより国家間の協力が可能であることを示唆した。コヘイン (Robert E. Keohane) は、ネオリベラル制度論 (Neoliberal Institutionalism) の分析アプローチを用い、関税と貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariff and Trade, GATT)、国際通貨基金 (International Monetary Fund, IMF) などの事例を検証し、冷戦初期のアメリカの覇権が国際機関や制度形成に主導的な役割を果たしてきたとする¹⁾。そして、アメリカの覇権が一時的に衰退したとしても、国家間の情報提供や監視機能を有した制度は存続し、国家間の政策調整や信頼関係醸成に重要な役割を果たすと論じてきた²⁾。また、ラギー (John G. Ruggie) は、自由主義経済の国際レジームのもとにあっても、各国は、自国の雇用や福祉政策に十分対処することができ、社会を擁護し、社会不安を回避することができることが前提となっており、国際経済は、「埋め込まれた自由主義 (embedded Liberalism)」であると指摘した³⁾。

近年では、ゴールドスタイン (Judith L. Goldstein) らによる国際制度の法化 (legalization) や遵守 (compliance) についての研究⁴⁾、ミルナー (Helen V. Milner) らによる国際化と国内政治との関係や各国間の政策収斂 (policy convergence) や政策拡散 (policy diffusion) についての研究が積極的に行われている⁵⁾。また、WTO 発足後による国際的な法化や遵守の強力な圧力が一国の社会・産業・社会にまで及ぶことをうけ、「埋め込まれた自由主義」が「脱・埋め込み (dis-embeddedness)」化しつつあると言及されたりもしている⁶⁾。

環境や人権の分野では、フィネモア (Marth Finnemore) やシキンク (Kathryn Sikkink) らは、社会運動論やコンストラクティビズムの観点から、専門家や政策提言型

の NGO といった非国家主体が、規範企業家 (norm entrepreneur) の役割を果たし、特定の事象について、それを改善されるべき問題として枠組みをつくり (framing)、正当性をもつ新たな規範や価値を提唱し、それが国際的に伝播・普及し (norm cascade)、国家に段階的に内部化されると議論を展開する⁷⁾。

国際関係理論では、教育分野の事例研究はあまり行われていないが、近年、教育政策面においてグローバリゼーションや地域統合の影響などもあり、ヨーロッパやアメリカ、アジアにおいて高等教育における質の保証や国際通用性について、国際的なネットワークの構築やガイドラインの策定、関係諸国間の政策収斂が見られる傾向にあるともいえる。このような教育分野における国際的な取り組みは、高等教育において優れた国際競争力を持つアメリカのリーダーシップによるものでもなければ、政策提唱型の NGO のイニシアティブによるものでもない。後述のように、ヨーロッパにおける地域統合の深化、アメリカ政府による経済社会的課題としての教育改革への取り組み、日本における高等教育における諸制度の規制緩和や少子化による大学全入時代の到来といったそれぞれの地域や国内事情と教育分野におけるグローバリゼーションといった国際的な要因が連動しあい、国際レベルにおいて高等教育の質保証や国際通用性確保を促すという動きに結びついている。

2. グローバリゼーションと教育の国際化

グローバリゼーションとは、モノ・カネ・ヒト・情報が地球規模で流動・拡大する現象を意味し、政治・経済・社会・文化的側面において、多様で多大な影響を与えている。米ソ冷戦終結後、国際経済の趨勢として、規制緩和を促進し、市場を重視する新自由主義政策が世界各国でとられるようになった。これに対応し、自由貿易の拡大、資本・労働の国際的流動化の増加、生産部門を含めた国境を越えた企業活動が急速に進むことになる。さらに、通信衛星、インターネット、情報通信技術の発達もグローバリゼーションの拡大を強力に後押しをしている。

教育分野においてもグローバリゼーションの影響は顕著に見られるようになってきた。海外の高等教育機関で学ぶ世界の留学生の数は、1990年代初めには100万人を超え、21世紀に入ると200万人となった。2025年頃には、その数が700万人に達するとの予測も出ている⁸⁾。留学生の受け入れはアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの英語圏の先進諸国の高等教育機関が中心である。これらの高等教育機関にとって留学生は、重要な収入源でもある。さらに、アメリカやイギリス等の大学は、アジアや中東などに教育・研究事業の拠点となる研究所や事務所やブランチ・キャンパスを設立したり、海外の大学と提携し、海外研修プログラムやジョイント・ディグリープログラムな

どの教育事業拡大など、積極的に海外進出を進めている⁹⁾。

また、学生が海外で教育を受けるという留学生市場の拡大だけでなく、情報技術の発達により、キャンパスをもつ伝統的な大学で学ぶのではなく、e-learningなどの遠隔授業が可能となり、オンラインコースにより、自宅において、大学の授業科目の履修が可能になるという新たな教育形態も見られるようになってきた。教育産業において、営利大学、株式会社大学なども存在感を増している¹⁰⁾。高等教育については、日本では、若年層の人口減少により大学経営が厳しくなりつつあると言われている。その一方で、グローバリゼーションは、教育機関が海外市場をも視野に入れることを可能にし、ビジネス機会の増加ともなった。このように教育分野はグローバル化が進む中、その他、新しいタイプの大学として、成長産業の側面を有していると言えるかもしれない。

3. WTO と教育サービス

近年、グローバリゼーションの中で国境を越えた高等教育が展開されている。そして、国際的には、教育分野もサービス貿易と位置づけられ、自由貿易の枠組みの中で交渉事項に組み入れられるようになっていった。貿易については、1948年にGATTが発効し、締約国間において、多角的交渉が進められた。GATTでは、モノについての貿易が中心であったが、1995年にはじまる世界貿易機関（World Trade Organization, WTO）では、物品貿易に加え、サービス貿易、貿易関連知的財産権も交渉事項として含まれるようになった。さらに、GATTは国際協定であり、通商問題について協議によるコンセンサス方式を取っていた。これに対し、WTOは、正式な国際機関として法人格を有し、通商問題についての国際ルールが精緻化、厳格化するとともに法化し、国際協定遵守が一層求められるようになった¹¹⁾。

高等教育の自由化に関する研究では、教育分野をサービス貿易の様態（モード）として以下のように分類されている¹²⁾。

- (1) 国境を越える取引（第1モード） 　いずれかの加盟国の領域から他の加盟国へのサービスを提供することを意味し、教育分野では、遠隔教育やe-learningなどが挙げられる。学生は高等サービスの消費者と考えられ、自国において外国の教育機関からのサービスを楽しむ・購入することになる。
- (2) 海外における消費（第2モード） 　いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であり、他の加盟国のサービス消費者に対するサービスの提供を意味する。教育分野の例で言えば、海外留学が挙げられる。学生は、海外の大学に留学し、そ

の国で提供される高等教育サービスを享受することになる。

- (3) 業務上の拠点を通じて行われるサービスの提供（第3モード） いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であり、他の加盟国の領域内で業務拠点を通じて行われるサービスを意味する。教育分野では、海外大学の現地分校、サテライト・キャンパスなどがこの例として考えられ、学生などは自国において、海外の大学からの高等教育サービスの提供を受けることを意味する。
- (4) 自然人の移動によるサービスの提供（第4モード） いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって、他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われる。教育分野では、教員や研究者の海外での就業・就労がこのモードにあたる。

このように貿易の観点から、国境を越えて提供される高等教育サービスの市場が拡大し、教育がサービス分野としてWTOにおけるサービスの貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Service, GATS）の対象となった¹³⁾。そして、高等教育の質の保証、国際的通用性を確保し、教育サービスを受ける消費者である学生の権利を保護することが通商問題としてとらえられるようになった。

この現状を受け、ユネスコ（United Nations Educational Scientific Cultural Organization, UNESCO）、OECD・CERI 経済協力機構・教育研究改革センター（Organization for Economic Cooperation and Development, OECD・Center for Educational Research and Innovation, CERI）が連携し、高等教育における国際的な質の保証と適格認定について、研究プロジェクトを立ち上げ、国境をこえる高等教育の質の保証についてのガイドラインを策定することになる。

4. ユネスコ・OECD による「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」の策定

2005年、ユネスコ及びOECDにより、質の高い高等教育が国境を越えて展開されることを目的とする「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン（Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education）」が策定された。このガイドラインは、国際的な質保証のための統一的基準や共通ルールを定めるものではなく、OECD加盟各国がそれぞれの社会・教育事情や高等教育制度に照らし、自国の責任において高等教育の質を確保することを前提としている。

また、ガイドラインは、法的拘束力は持っておらず、それぞれの国の経済社会的状況に即しながらも、国境を越えて提供される高等教育が適切に行われ、高等教育の質の保証が

確保されることを目指している。なかでも、新たな課題として、①高等教育の質保証や適格認定に関する制度・体制整備、②学位等や職業資格の認証の課程の円滑化及び公正さの確保、③国境を越えた高等教育の質保証、海外の学位などの認証を円滑にし、相互理解を深めるための国際的なネットワークの構築、④国境をこえて提供される高等教育の質について正確かつわかりやすい情報の提供が取り上げられた。そして、高等教育に係るステイクホルダーとして、政府、大学などの高等教育機関に加え、学生団体、質保証・適格認定機関、学位・学修認証機関、職能団体があげられ、これら6者に対し、4点の課題についての言及がなされている。

政府へのガイドラインとしては、国境を越えて高等教育を提供するものに対し、包括的で公正な透明性の高い登録・認可制度を確立・奨励すること、国内外の多種多様な正当な質保証・適格認定機関と協議・調整をおこなうこと、必要に応じて認証に関する二国間あるいは多国間合意の締結・促進をし、学位等の相互認証や互換を促進すること、正当な高等教育機関・提供者についての情報入手に協力することなどがあげられている。

高等教育機関・提供者に対しては、高等教育の質保証の責任、教育の社会的、文化的及び言語的妥当性や学位等の水準に対しても責任を担う重要なアクターとして位置づけられている。高等教育の質保証に加え、高等教育機関には、自由に重要な真理追求を行える教育研究環境の整備や教員の雇用条件、学問の自由やガバナンスを支援することがあげられている。さらに、質保証・適格認定についての自己点検評価や第三者評価の実施及びそれに関連する情報提供などについても言及されている。

高等教育機関・提供者の質保証を評価する質保証・適格認定機関に対しては、国境を越えて提供される高等教育の質保証のために、関係機関の地域ネットワーク、国際ネットワークの維持・強化、評価に関連する情報の共有やグッド・プラクティスの定着、さらには、評価基準や評価手続きの国際的なベンチマークの導入や異なる質保証・適格認定機関の評価活動の互換性を高めるための共同評価プロジェクトの検討・着手にも言及されている。学位・学修認証・認定機関に対しても同様、学位等の公正な認定プロセスの促進、情報及びグッド・プラクティスの交換、知識の普及、地域、国際レベルでのネットワークの構築、質保証・適格認定機関との協力、強化などに言及がされている¹⁴⁾。

2005年のガイドライン策定後も、国境を越えて提供される高等教育の質保証についてOECD 諸国の教育大臣及び専門家レベルでの協議が継続されてきた。近年では、OECD では、従来加盟国の義務教育修了段階にあたる15歳の生徒を対象に、数学、読解力、科学、問題解決の分野において国際学習到達度調査 (Programme for International Student Assessment, PISA) を実施してきた。現在、このPISAの高等教育版である高等教育におけるラーニング・アウトカムズ評価 (Assessment of Higher Education Learning

Outcomes, AHELO) の実施が検討されている。高等教育の質保証と国際的通用性の点からも、ラーニング・アウトカムズの評価への取り組みの重要性が一層強調され、その評価方法のあり方についても国際的な協力体制のもと検討していく必要があるとされた¹⁵⁾。

5. 高等教育における質保証と国際的通用性をめぐる各国の事情と国際的動向

(1) 欧州

グローバリゼーションにより高等教育が市場化し、WTO において教育がサービスとして交渉事項となり、質の保証や国際的通用性確保に向けての協力体制が OECD 諸国を中心に行われるようになった。ヨーロッパでは、高等教育分野において1980年代以後、地域統合の枠組みの中で、当時の EC (The European Community) 加盟国間で人的交流の増加と制度化が進んでいた。1986年に EC の欧州委員会において単一欧州議定書が採択され、1987年には、エラスムス (The European Community Action in Scheme for the Mobility of University Students: ERASMUS) プログラムが進められることになった。

エラスムス計画は、欧州域内の大学生の短期留学制度に加え、大学間交流協定などによる共同教育プログラムを積み重ねることで、ヨーロッパにおける大学間のネットワークを構築し、さらに EC 諸国における学生流動性の向上を目指すものであった。そして、EC 全体として、人的資源を養成・確保し、EC の国際競争力を向上させること、さらには、EC 加盟国間の大学が協力関係を築き、EC の市民としての意識を培うことなどが目的とされた¹⁶⁾。エラスムス計画実施に伴い、1989年には、欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System, ECTS) が導入され、単位互換促進のために、各大学が教育課程の内容を明確化、教育課程の評価や評価方法についての情報提供、学生の単位取得、単位互換の標準化などが進められていった¹⁷⁾。

1990年代に入り EU 発足後、エラスムス計画は、1996年に第二期目をむかえ、ソクラテス計画の一環として位置づけられるようになった。エラスムス計画は、そもそも、大学生の短期留学を中心的な事業として実施された。これに対し、ソクラテス計画は、初等・中等教育、成人教育、遠隔教育、ヨーロッパ言語の教育、職業訓練など様々な教育レベルを包括する欧州の教育事業である。ソクラテス計画の中にエラスムス計画は組み込まれ、学生交流、研究者交流、多国間の協力カリキュラム開発プロジェクトが進められた。これらの交流や教育関連事業を通して質的・量的に EU 内での高等教育レベルでの協力体制が整備されていった¹⁸⁾。

このような背景のもと、1999年には、欧州29カ国の教育担当大臣が高等教育について、「欧州高等教育圏」の構築を目標とする「ボローニャ宣言」(Bologna Declaration) に署名
第41号 (2009)

名した。この宣言は、前年のイギリス、フランス、ドイツ、イタリア4国の教育担当大臣が署名した「ソルボンヌ宣言」を欧州に拡大したものであり、2010年を目標年とし、「欧州高等教育圏」構築を目指すことが提唱された。そして、ボローニャ宣言の実施状況を2年ごとの会合で把握する「ボローニャ・プロセス」では、それまで進められてきた欧州各国の高等教育機関における単位互換制度に加え、欧州諸国間での学位システムや教育課程の標準化、高等教育の質の保証の基準や方法論の検討が進められることになった。EU諸国では、大学卒業後の労働市場、労働力の流動性の点からも、比較可能な学位が必要であり、学位システムについては、学位、修士、博士の学位構造を基本とした¹⁹⁾。そして、EU内において、学位をわかりやすく、かつ比較可能にするために、学位証に加え、取得学位・資格の内容、授与機関等について標準的に英語で記載されたディプロマ・サブリメントの発行が目指されることになった。教育課程については、学部・大学院の2サイクル構造の導入を目指し、学士課程修業年数を最低3年とし、学部修了が大学院進学要件となり、大学院での取得学位は、修士及び博士とされた。ボローニャ宣言をうけ、欧州諸国では、それぞれの国内の政治・経済・文化的事情に配慮しながらも、欧州高等教育圏構築に向けて、高等教育改革が進むことになる²⁰⁾。

2003年のベルリンでの会合後のコミュニケでは、欧州諸国の高等教育における制度面での整備・調整や各教育機関、EU諸国、欧州地域のレベルでの高等教育の質の保証を確保するための認定評価などの実施が強調された。さらに、ユネスコ・OECDにおいて「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」が策定される2005年には、ベルゲンのコミュニケにおいて、同様に質保証のための基準及びガイドラインの適用について言及されるようになり、2007年のロンドン会議では、ヨーロッパにおける資格枠組みについての整備が課題となった²¹⁾。

ヨーロッパにおける高等教育評価機関としては、欧州高等教育質保証協会 (European Association for Quality Assurance in Higher Education, ENQA) が、高等教育における質保証のための基準とガイドラインを定めている。ENQAは、ヨーロッパ高等教育における質保証に向けての高等教育評価の一元化をめざすものではない。また、法的拘束力も持つものではないが、質保証のためのEU諸国間の認証評価機関の情報交換や相互理解を深める役割を果たすことで、EUにおける質保証や国際的通用性の確保のために寄与しているといえよう²²⁾。

このように、ヨーロッパにおける高等教育の質保証や国際的通用性は、EUの地域統合の側面から発展し、グローバリゼーションによる高等教育の市場化という課題と連動していったといえよう。

(2) アメリカ合衆国

ヨーロッパでは、地域統合の深化に伴い、高等教育の質保証や国際通用性についての制度を発展させてきた。これに対し、アメリカでは、ブッシュ（George W. Bush）政権下において、アメリカ社会における教育改革問題という国内の政治・社会的事情の影響を受け、教育省が高等教育のラーニング・アウトカムズを一層重視するという文脈で高等教育の質保証が議論されるようになってきた。

アメリカは、インド、中国、韓国、日本、台湾、タイ、インドネシアなどのアジア諸国、メキシコやカナダ、ドイツなど世界各地から計60万人を超える留学生を受け入れてきた。近年では、留学生の受け入れに加え、海外での大学教育研究機関やブランチ・キャンパス開設、海外の大学との提携事業にも積極的である²³⁾。世界の大学ランキング調査では、上位多数がアメリカの大学機関で占められていることから、高等教育分野において高い国際競争力を持っているとされてきた²⁴⁾。

しかし、現実には、アメリカ社会においては、家計を圧迫する程の高額な大学の授業料と連邦政府や州レベルにおける奨学金制度の限界や学生ローンの負担増等の問題があり、少なからぬ学生が高等教育を受け、卒業・修了することが困難といった現実もあり、教育改革は重要な政治課題でもあった。さらに、通信技術の発展と普及により、伝統的大学のようないキャンパスの存在しないオンラインコースを中心とした営利大学の普及やディグリー・ミル問題なども指摘されるようになった。

これらの問題に前向きに着手するために、スペリングス（Margaret Spellings）教育長官の下で財団、大学関係者、産業界からの有識者による高等教育将来構想委員会が設置され、誰もが高等教育を受ける機会が与えられること（Accessibility）、高等教育費が負担可能であること（Affordability）、高等教育機関は教育に対し責任を負うこと（Accountability）が、2006年の諮問委員会報告書「リーダーシップの試練：アメリカ高等教育の将来像を描く（A Test of Leadership: Charting the Future of U.S. Higher Education）」において強調されていった。特に、この報告書では、高等教育機関が教育を提供するという観点から、教育を受ける学生たちに対し、高額な授業料に見合った付加価値をつけているのか否かについて、学生が教育を受けた成果はどのように見られるのか、何を学習したのかというアウトカムズを明示することが重要とされた²⁵⁾。このような視点を重視し、高等教育機関に対し、学生のラーニング・アウトカムズに対する説明責任を問うと共に、高等教育関連の認証・認定機関の質そのものを評価する高等教育認定評議会（Council for Higher Education Accreditation, CHEA）に対し、高等教育の質保証の厳格化を求めるようになっていった。

(3) 日本

1990年代以降の日本の高等教育，大学教育改革を取り巻く環境は大きく変化してきている。1991年の大学設置基準の改正，いわゆる「大綱化」により，それまで一般教養課程と専門教養課程とに分けられていた学部段階の教育から，大学での一般教育，専門教育，外国語科目，保健体育の科目区分が廃止され，学部教育の改善を図るために一般教育と専門教育の有機的関連性に配慮した4年一貫の学士課程教育の方向性が示された。

さらに，高等教育における規制緩和が進み，個々の大学では，教育・研究についての自律性を高め，専攻分野の多様化，特色あるカリキュラム編成が実施されるようになった。同時に，大学は一層競争的環境に置かれ，個性ある教育や大学のブランド化が見られるようになった。さらに，定期的に，自己点検評価，第三者評価を行うことで，自らの教育研究等に対し責任を負うことが義務づけられ，大学の教育・運営マネジメントへの評価文化が進んでいった²⁶⁾。

そもそも，近年日本においては，18歳人口が減少傾向をたどる一方，大学・短大への進学率は着実に増加傾向にあり，若年人口の過半数が高等教育を受けるようになり，「大学全入」時代到来とも指摘されてきた。従来の一般入試に加え推薦入試や課題やエッセイ，面接を重視するAO入試など大学入学試験の多様化が進んだ。過度の大学受験競争が大きな社会問題となった時代とは異なり，大学によっては，学生確保に重点を置く傾向が見られ，入試による入学時の基礎学力ではなく，学士課程卒業時の「出口」の質保証が強調されるようになってきた。

このような高等教育を取り巻く環境の変化の中，大学での学士課程教育の質保証が一層問われることになり，個々の大学は学士教育課程について，教育・学習支援機関の設置，授業評価や大学教員や職員の能力開発に向けての様々なファカルティ・ディベロプメント (Faculty Development, FD) やスタッフ・ディベロプメント (Staff Development, SD) の活動や研修が行われるようになった。さらに，それらの活動を定期的に自己点検し，必要であれば改善をしながら，高等教育の質保証を目指すというPDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルの確立が意識されるようになってきている²⁷⁾。

6. グローバリゼーションによる日本における高等教育の課題

高等教育は次世代の人材育成を担うという点からも，OECD 諸国では，どの国においても，それぞれの地域，国内の経済・社会事情を踏まえながら，その国際競争力強化のための質保証に向けて積極的に取り組むようになってきた。質保証と同様，グローバリゼーション，地域統合，高等教育の国際化により，国際的通用性も求められている。

今日、日本では、グローバル戦略として、文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等関係省庁の間で「留学生30万人計画」が進められている。これまで留学生計画は、海外からの留学生が日本で学ぶという教育にのみ重点が置かれていた。これに対し、この「留学生30万人計画」では、多くの留学生を日本に受け入れる以上の構想が練られている。今日、日本では、グローバリゼーションのなかでも、アジアをはじめとする諸外国との関係において、モノ、カネ、ヒト、情報などの流動性が著しく高まってきている。日本の企業も優秀な留学生を確保し、グローバルな事業展開と産業、企業の成長を目指している。その意味において、この計画は、日本の大学卒業後の留学生に対する産学官の連携による就職支援や日本の企業戦略、日本の国際競争力の向上を含めた長期的な計画でもある。

国の高等教育政策や高等教育機関の教育は、それ1つが独立した領域・分野でありながらも、高等教育を受けた学生たちは、学位取得後、企業に就職するという点からも、本来、産業界、経済界などと連携が求められる。日本における高等教育の質保証や国際的通用性の確保も、日本の経済・産業・社会の変化に連動しながら議論が進められている。近年、国際関係理論におけるレジーム研究においても、様々な分野のレジームの相互作用現象やそのインパクトについての研究が進められるようになった。このような点を踏まえて高等教育分野を用いた事例研究においても、教育が経済・産業・社会分野とどのような相互作用やインパクトがあるかについての分析等も今後の研究課題としてあげられるといえよう²⁸⁾。

注

- 1) Stephen D. Krasner, "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables" in Stephen D. Krasner ed., *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983), p. 2.
- 2) Robert O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (Princeton: Princeton University Press, 1984).
- 3) John Gerald Ruggie, "International Regimes, Transactions and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order," in Stephen D. Krasner, ed., *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983), pp. 195-232.
- 4) Judith Goldstein, Miles Kahler, Robert O. Keohane, and Anne-Marie Slaughter, eds., *Legalization and World Politics*, (Cambridge: MIT Press, 2001).
- 5) Robert O. Keohane and Helen Milner, eds., *Internationalization and Domestic Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996); Beth A. Simmons, Frank Dobbin, and Geoffrey Garret, eds., *The Global Diffusion of Markets and Democracy* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008).
- 6) John Gerald Ruggie, *Winning the Peace: America and World Order in the New Era*,

- (New York: Columbia University Press, 1996), p. 66.
- 7) Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, “International Norm Dynamics and Policy Change” in Peter J. Katzenstein, Robert O. Keohane, and Stephen D. Krasner, *Exploration and Contestation in the Study of World Politics*, (Cambridge; The MIT Press, 1999), pp. 247-277. Margaret Keck and Kathryn Sikkink, *Activists Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics* (Ithaca: Cornell University Press, 1998) では、人権、環境分野などにおける国境をこえる活動家ネットワークの役割を指摘している。
 - 8) Anthony Bohem, Denis Davis, David Pearce, “Global Student Mobility 2025: Forecasts of the Global Demand for International Higher Education”, IDP Education, Australia, 2002, September.
 - 9) 山田礼子『アメリカの学生獲得戦略』（東京：玉川大学出版部）pp. 187-189. ただし、アメリカの高等教育機関の海外進出したのち、ブランチキャンパスが必ずしも受入国において定着するとは限らない。受入国の海外からの高等教育受け入れ環境や経済的な理由により受入国に定着するブランチキャンパスもあれば、速やかに撤退する場合もある。Tamar Lewin, “George Mason University, Among First With an Emirates Branch, Is Pulling Out” *The New York Times*, March 1, 2009. 外国大学の日本校の現状については、塚原修一『高等教育の国際市場』（東京：玉川大学出版部，2008）pp. 187-213.
 - 10) 森利枝「米国における営利大学の展開と地域アクレディテーションの機能」『大学評価・学位研究』第四号，2006年，3月，pp. 3-12；山田礼子『アメリカの学生獲得戦略』pp. 168-173.
 - 11) 大矢根聡「国際規範の遵守と国内政治——コンストラクティヴィズムによる日本・農産物検査事件の分析」川瀬剛志・荒木一郎編著『WTO 紛争解決手続きにおける履行制度』三省堂，2005年；飯田敬輔「法化と遵守——グローバル経済と国家主権の相克の観点から」日本国際政治学会編『グローバル経済と国際政治』153号，pp. 15-29.
 - 12) 二宮皓・下村智子「高等教育の自由化とその影響に関する研究」広島大学教育研究科紀要，第三部，第55号，p. 28.
 - 13) WTO 貿易交渉と高等教育については，二宮皓・下村智子「高等教育の自由化とその影響に関する研究」広島大学教育研究科紀要，第三部，第55号，pp. 27-36；大森不二雄「WTO 貿易交渉と高等教育」塚原修二編著『高等教育市場の国際化』，pp. 69-94.
 - 14) OECD, “Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education”, 2005；OECD 教育研究革新センター・世界銀行編者『国境を越える高等教育：教育の国際化と質保証のガイドライン』（明石書店）2008年。ユネスコ/OECD ガイドラインと留学やeラーニング教育について，梶井圭子「ユネスコ/OECD ガイドラインで留学生やeラーニング利用者の保護を目指す」，*Between*, 2006, 夏号，pp. 52-54.
 - 15) OECD 非公開教育大臣会合「高等教育における成果の評価」議長要旨，Deborah Nusche, “Assessment of Learning Outcomes in Higher Education; Comparative Review of Selected Practices” OECD Education Working Papers No. 15.
 - 16) 吉川裕美子「ヨーロッパ統合と高等教育政策——エラスムス・プログラムからポローニャプロセスへ——」『学位研究』第17号，2003年，pp. 71-89.
 - 17) Ibid.
 - 18) Ibid.

- 19) さらに、「欧州高等教育圏」構築のボローニャ・プロセスはEU諸国の教育関係者による提唱であったが、2000年3月にリスボンで開催されたEU欧州理事会では、より広範な政治的枠組みにおいて、EUを「2010年までに世界でもっとも競争力のある、ダイナミックな知識を基盤とした経済空間を創設する」として、「知識社会における生活と労働のための教育及び訓練」、「研究と革新の欧州空間の創設」、「雇用、教育および訓練における社会的統合の推進」といった包括的な方向性が示された。木戸裕「ヨーロッパ高等教育の課題——ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として——」『レファレンス』2008年8月, pp. 6-27.
- 20) ウルリッヒ・タイヒラー(吉川裕美子訳)「ヨーロッパ高等教育圏に向けての収斂と多様性」『大学評価・学位研究』第2号, 2005年3月, pp. 3-17; 大場淳「欧州高等教育圏創設とフランスの対応——新しい学位構造(LMD)の導入を巡って」広島大学教育研究開発センター『大学論集』第35集, 2005年3月, pp. 171-192; 木戸裕「ヨーロッパの高等教育改革——ボローニャ・プロセスを中心にして」『レファレンス』2005年11月号, pp. 74-98.
- 21) ヨーロッパにおける高等教育評価に関する認証評価機関の動きについては、米澤彰純「国際的な質保証ネットワークと国際機関の活動」塚原修一編著『高等教育市場の国際化』pp. 220-221; 木戸裕「ヨーロッパ高等教育の課題——ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として——」『レファレンス』2008年8月, pp. 6-27.
- 22) 二宮皓(研究者代表)「留学生の国際市場動向分析とWTO高等教育サービス貿易自由化の影響研究」科学研究費補助金基盤研究C(2)研究成果報告書(平成18年3月)。
- 23) 山田礼子『アメリカの学生獲得戦略』(東京:玉川大学出版部, 2008) pp. 187-189; 塚原修一『高等教育の国際市場』(東京:玉川大学出版部, 2008) pp. 187-213.
- 24) 世界の大学ランキングについては、イギリスのタイムズによるTimes Higher Education SupplementやアメリカのUS News and World Reportでのランキングにおいて、常にアメリカの大学が上位を占めている。
- 25) U. S. Department of Education, “A Test of Leadership: Charting the Future of U. S. Higher Education” A Report of the Commission Appointed by Secretary of Education Margaret Spellings, 2006.
- 26) 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方針について——競争的環境の中で個性が輝く大学(答申)」1998年10月26日; 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について(答申)」2000年11月22日; 中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)」2002年8月5日。
- 27) 中央教育審議会「わが国の高等教育の将来像(答申)」2005年1月28日, 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」2008年12月24日。
- 28) Kal Raustiala and David G. Victor, “The Regime Complex for Plant Genetic Resources,” *International Organization*, Vol. 58, No. 2, 2004, pp. 277-309; 大矢根聡「レジーム・コンプレックスと政策拡散の政治過程——政策アイデアのパワー」石田純・大芝亮・古城佳子編『日本の国際政治学〈2〉——国境なき国際政治』(東京:有斐閣, 2009), pp. 35-55.